

徳島県生活困窮者居住支援事業実施要領

1. 事業の目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援し、新たな住まいの確保及び就労等による自立を目的として、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第7条に規定されている生活困窮者居住支援事業（以下「本事業」という。）を同法第5条に規定されている生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）と一体的に実施するものである。

2. 事業の対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者を対象とする。

（1）次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

（2）県が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

3. 事業の内容

（1）支援内容

利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

（2）実施体制

本事業の実施に当たっては、自立相談支援事業に従事する職員（自立相談支援機関に配置された相談支援員）が利用者に対し、（1）の支援内容のほか就労・住居確保等の支援を行う。

（3）宿泊場所の供与を行う施設

本事業で利用する施設は、公営住宅とする。

（4）利用手続

本事業の実施に当たっては、施設の利用、管理等に関し、必要な規則を定めることとする。

利用の申込みにあつては、利用希望者から「居住支援事業利用申込書（様式第1号）」及び「居住支援事業利用誓約書（様式第1号別紙）」を徴することとする。なお、利用者が様式第1号別紙に掲げる利用中止事由に該当した場合、利用を中止することができる。

本事業を実施するに際し、自立相談支援機関が作成する支援プランに盛り込むこととする。

(5) 利用期間

本事業の利用期間は原則として3か月以内とし、具体的な期間については、利用者に対するアセスメントの状況を踏まえ決定するものとする。

なお、本事業利用中に生活保護を申請した者については、新たな居所の確保、他の施設等への入所又は入院等、本事業による支援が不要となるまでの期間利用できるものとする。

(6) 食事・衣類等の提供

本事業を利用するに際し必要となる食事・衣類等の提供を行う。提供に当たっては、原則として現物給付によるものとする。

ア 食事の提供は、原則として1日最大3回とし、酒類等の嗜好品は提供しないものとする。なお、7日間を限度とし、その期間の食事を一括で提供することも可能とする。

イ 衣類その他日常生活を営む上で必要な物資を貸与又は提供する。また、就職活動その他自立に必要な物資も対象とする。

ウ 前号アについては、一人あたり1日1,200円を限度とし、前号イについては、一人あたり原則として1月13,000円とするが、利用者の状況等を踏まえ、県が必要と認めた場合、この額を超えることも可能とする。

(7) 使用料徴収の禁止

本事業で利用する公営住宅の使用料については、利用者から徴収してはならない。

4. 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、国が定める「居住支援事業の手引き」及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を参照すること。

(2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け、弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。

(3) 関係機関と個人情報共有する場合は利用者から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(4) 本事業の実施に当たっては、利用者の状況に応じて、適切に就労準備支援事業や生活保護につなげることができるよう、関係機関と連携を図ること。

なお、本事業と自立相談支援事業を一体的に実施することから、利用者の就労促進のため、公共職業安定所による職業相談の実施に当たって連携を図ること。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。